

篠 監 公 表 第 1 号  
平成 28 年 5 月 10 日

篠山市監査委員 畑 利 清

篠山市監査委員 河 南 克 典

兵庫県篠山市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により平成28年3月15日に提出のあった兵庫県篠山市職員措置請求書について、同条第4項の規定に基づき実施した監査の結果を公表します。

# 篠山市職員措置請求に係る監査結果

(平成28年3月15日提出分)

平成28年5月

篠山市監査委員

## 篠山市職員措置請求に係る監査結果

### 第1 請求の受理

#### 1 請求の受付

平成28年3月15日に下記の者から地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項の規定に基づく兵庫県篠山市職員措置請求書の提出があった。

#### 請求人

住 所 兵庫県篠山市\*\*\*\*\*  
氏 名 \*\*\*\*\*

#### 2 請求の概要

##### (1) 請求の内容 (以下、原文のとおり)

1 篠山市長酒井隆明は「検討会」が大好きで、市会議員や地域ボスの発言に振り回されて、市の名前の変更とか騒いで「篠山市の市名を考える検討委員会」を、税金の無駄使いも好きなので公費で開催した。その検討会の発足時に市長に対し、「丹波」は篠山の独占物でなく京都府も含む広い地域の名称であるし、篠山市の花はササユリだから、市名変更を検討する前に「タンササユリ」との新種を開発しなさいと助言をした。だが篠山で一番エライのは自分だと思い込んでいるから、アホゲで間抜けなオシャベリを数回重ね、税金を浪費した「アホ検討会」は自然消滅した。大学を卒業したり資格試験に合格しただけで満足し、勉学を停止した連中はその時が最高到達点で、後は衰え続ける人生が待っているだけである。拙者は中学卒業後も様々な方面の学習を深め、多くの人から教えを受け磨きをかけ続けて生きてきた。

次に「原子力災害対策検討委員会」を税金を使って設立し、十回以上会合を開き原発事故の際に降下する「死の灰」対策として、放射性ヨウ素にしか効果がないし飲用効率は五割の上に、24時間で薬効が消える安定ヨウ素剤を各戸配布を決定し、ボンクラの集会場である市議会で592万円の公金支出を可決した。本年1月23日の神戸新聞では篠山市医師会長も「心して掛かりたい」と語り協力を表明したので、原発災害に対して篠山の医師らは勉強不足だと自白したようなものだ。拙者は昨年末に安定ヨウ素剤各戸配布は、違法な公金支出であると監査請求しており、細工所と四季の森の配布会場では、監査委員らへの陳述内容のコピーに「オッチョコチョイの仲間になれました。オメデトウ」と落書きして、暢気な参加者に出口で手渡した。篠山医師会は神戸新聞によると一般市民よりも先にオッチョコチョイの仲間入りしていたことになる。原発から5キロ圏内は国費で安定ヨウ素剤を配布しているが、原発を運転しなければ薬物配布の必要はないし、私企業電力会社の

営利行為に国の税金を横流しするのは不適切だし、消費税を上げて法人税を下げる大企業ベッタリの悪質な行政行為に反対して、意識的に受領拒否をしている住民が多く存在する。その地域でも配布率は7割ほどであるから、市長酒井やマスコミが金太鼓で騒ぎ回っても3割ほどが限界であり、市民の大半は迷惑行為に感じている。備蓄を国から命じられている30キロ圏の地区でも配布はしていないのに、オッチョコチョイが多数棲息する篠山市では配布を実行している。市長酒井隆明は「脱原発をめざす首長会議」に参加しているが、他の首長は原発について深く研究しているので、「原発からの距離に関係なく安定ヨウ素剤を配布すべし」とかの間抜けな決議は出していない。よってオッチョコチョイ首長酒井隆明の間抜けで見苦しい一人芝居なのだ。市民を借金地獄に投げ込んだ悪徳前市長瀬戸亀男がハコモノに魅せられたのと同じように、現市長酒井隆明は八方美人なのでマスコミにも媚を売り、市の公金を浪費してマスコミを釣上げ引寄せ、名前や前「後光」の発する顔写真を宣伝してくれる行政行為を重ねている。悪党セトカメが残した借金返済に市全体が苦勞し、市職員の給料は兵庫県内最下位を続行させていながら、市長本人は自己宣伝に公金を浪費しマスコミ操作をしているのは、下劣極まりない破廉恥行為である。安定ヨウ素剤は、原発運転で莫大な利益を上げている関西電力に費用を負担させるのが適切だが、それは即電気料金に跳ね返る「総括原価方式」だから、システムや国の政策の問題点を調査するのが先決である。それを放置したままマスコミの気を引く為に、全国初のヨウ素剤配布に市費を流用するのは、原発の営業運転を国家と共に推進する薄汚い行政行為となる。

東京電力福島第一原発過酷大事故の後始末もできず、汚染水貯蔵タンクは増加し続けているし、除染で発生した汚染土の中間貯蔵施設建設予定地も確定せず野積のままで、国費流用の損害賠償も未完の現時点で、関西電力高浜原発の事故発生に準備するヨウ素剤配布行為は、常軌を逸しており常識以前の問題である。この事件は監査委員らが、今までに持ち出した公金を市長酒井隆明に返還を促さなければ裁判になるのだが、裁判官らが違法公金支出を認定する前に、薬効期限3年を経過すれば各戸配布行為の費用は無意味な支出となり、自動的に違法な公金支出となる。また本件公金支出が違法性を免れるのは、関電高浜原発が3年以内に大事故を起こした上に、猛烈な低気圧が瀬戸内海近辺に存在する気象条件が重なり、福井県高浜から「死の灰」が降り注ぐ状態になった時だけである。だから反対に篠山市の安定ヨウ素剤配布行為は、高浜原発の大事故を期待し、大津地裁の運転差止にも抗う反社会的な行政行為ともなる。

福島原発で被曝した子供たちに甲状腺の異常が多く発症しているが、国や福島県や公的医療機関はチェルノブイリと同様、原発事故との因果関係を認めず逃げ回り、マスコミも仲間なので真相の報道を控えている。世間に多く見

かける利益追求の守銭奴や電力会社幹部らとは異なり、人間の品格を優先する良識ある人々や医療関係者らが、全国から一口一万元のカンパを集めて建設し運営している福島市大田町2-0-7佐周ビル1階「福島診療所」が、原発事故の後遺症の実態を SanRais という通信で伝えてくれている。福島の子どもたちや数えきれない被曝者の存在を横目で冷たく他人事と眺めつつ、立派な市長酒井隆明サマから形は無料で配右された安定ヨウ素剤を、ウツトリ眺めて満足する卑劣な篠山市民には、ドスを突きつけ脅されても絶対ならない。広島や長崎で子どもを含む非戦闘員を大量に殺害した原爆が発生させた「死の灰」よりも、原発の格納容器や使用済核燃料棒が抱えている「死の灰」の量は桁違いに多くて、炉心溶融を起こした東電の福島原発事故ではチェルノブイリ原発事故と同じくらい「死の灰」を地球上に放出した。半減期の短い放射性ヨウ素なんかは序の口で、もっと毒性の強い大関横綱格のセシウムやプルトニウム（半減期一万年以上の猛毒）やストロンチウム等の「死の灰」の害毒を黙認して、安定ヨウ素剤配布という幼稚な行為に走るのは、一人前の大人に育っていたならするべきでない。東電福島原発で特許料をガッポリ稼いだ原発輸出国アメリカは、同原発事故後太平洋の向こうに住む全国民分の安定ヨウ素剤を注文した国家である。篠山市長酒井隆明はアメリカ呆けしているのか、その無責任な国家的オッチョコチョイを猿真似しただけのことで、猿から遠く進化し理性と良識を持つ篠山市民は、全国初との宣伝をするマスコミとの猿芝居の共演を楽しく眺め、神戸地方裁判所の裁判官らがどう判断をするかも楽しみましょう。

次の面白い検討会は「産業廃棄物中間処理施設検討会」で、毎日新聞の小さな記事の案内で第一回から参加し、検討テーマが不明な怪しい会だと察知して、第六回まですべてを傍聴し会議録も私費で購入して深く読込み、最終となった「同施設開発案件に関する公聴会」でトドメを差して久しぶりに弁論を楽しんだ。ところがこの検討会とやらは、第一回からマスコミも動員され臭気を放つ異常な会合で、早い段階で委員長に市長酒井隆明が、副委員長に副市長平野斉と自治会長会会長石橋康夫が就任して議事が進行されることになった。主役になった委員長酒井は「一旦工事を停止いただいているところです」と述べた。ところが工事続行中の事実を近隣住民から追及された担当課長は「1月中旬まで」工事をしていると述べ、両者の不調和な矛盾した発言に怪しさは倍増した。口ベタな拙者が「市長にしても県知事にしても今動き出している事業に、強制力を持って止める行為はどの法律を照らしてもない。もしそれをした場合は反対に事業者から市長や知事が損害賠償請求の対象になると思うので、しっかり考えて進んで欲しい」と述べたら、委員長酒井隆明は「損害賠償しますという言い方は、自由な議論を抑え込んだ脅しのよう聞こえるのでおかしいと思う」とトンチンカンな抗弁で、他人の意見や忠告を正確に聞き分けられない中学生程度のドタマで、委員長や市長

職に就任していることを表明した。中学のワルガキにも理解できるように「脅しでもなんでもない。・・・市長や知事にこの事業を止める権限・資格はないですよと言っているだけ」と論じ、他人の言葉を謙虚に聞ける一人前の大人への成長を促したけれど、成果は余り芳しくなかった模様である。

第2回検討会は現地説明会であり、公金を湯水のように使いたい市長酒井隆明はバスを用意していたが、拙者は仲間になりたくないで、吹雪の中を自転車で出向いた。激しく雪が降りしきる中で、事業者からの質問に市長酒井隆明は「僕が最初にこのことを知ったのは今年の6月ですよ。…」とグジグジ言い訳をし続けているので、拙者が横から「そんな話は暖かい所でユックリやりな。多くの市民が現場を見にキトンネンデ。委員長ならもっと真面目に誘導センカイ」と優しく指導してあげた。現場には作業員が数名入り工事していたので、第1回で委員長酒井は「工事を停止」とウソを述べ、担当課長は事実を述べたことが判明した。ところが翌1月13日付の神戸新聞には、行政の御用新聞の風格を示して「建設工事が中断している…」と市長酒井隆明のウソを丁寧に上塗りし、行政ベッタリの愚劣な新聞社だと自白した。その上に雨水を「施設外に排水しないでほしい」といった意見があり、事業者が「100%は難しい」と答えると不安の声が上がった。】との記事が見られた。神戸新聞は読者に、原発の放射能汚染水や特別管理廃棄物を扱う施設のような印象を与え、そんなトンデモナイ施設に対して、市長酒井隆明サマは「検討会」を、市長選挙前に開催して奮闘中と伝えたいらしい。雨水100%排出禁止は常識外の無理難題で、まともな報道機関なら記事にはしないもので、最後に井垣和子と記者名があるのは、相当自信のある作文なのだろう。

第3回検討会の会議録14Pには小多田住民の\*\*さんが論理的に整理された「要望書を朗読」され、事業者が全項目真摯に返答していたので、口先だけで出席していた愚かさを教えられた。今回は騒いでいたマスコミ各社はダンマリで記事にせず、6日後に篠山市長選挙が告示されたので、第1回から感じていた猛烈なクサイ臭いが、市長酒井隆明の公金を使った事前運動であったことに、毫碌したボケ老人でも気がついた。場末の首長選挙なんか誰も興味がないらしく、前「後光」の輝く選挙ポスターが数時間存在しただけで、午後5時でムラ型選挙のオマツリは終了し、祝勝会は盛上がっただろう。

第4回検討会での委員長酒井隆明は、篠山全市民から白紙委任状をもらったようにゴキゲンで、前記神戸新聞のヨイショ記事に尻押しされて調子に乗って、「施設に降った雨水を100%流さないようにできないかと県に尋ねたら、それは無理だと言われた」と不満そうに述べ、選挙後2週間ほどで開かれた検討会のテーマとなり、奈良女子大学の中山徹教授も議論に参加し篠山市民や愚鈍な市長を導いて下さった。ボケ老人の拙者は、前回小多田の\*\*さんに教えられたので、今回の会議内容を「意見書」に纏めて3月3日に同

検討会へ提出した。後日作成できた会議録の内容は事実に反するデタラメなもので、作成者が公務員であるから「虚偽公文書作成」に該当すると思い、担当職員に「削除を命じた人は知らぬと言うぜ。責任は全部あんたに来るぜ」と訂正を助言した。市長酒井隆明は、拙者が「意見書」で指摘した失言部分を、部下の職員に削除を命じたもので、前記の「雨水 100%」や「県が無理」との自分の間抜けな発言部分を削除していた。他にも市長酒井は委員長として、傍聴者の拙者に発言を許可しながら自分に都合の悪い発言をされると「悪いですが意見はその辺にしてください」と、事実と意見の相違も判別できないドタマで発言停止を強制した。越権行為なので無視して発言を続けていると、委員長酒井と仲良しの小多田水利組合長小島敏幸が「関係ない話で停止させてください」と、援護したところまでは会議録に残されている。関係性について思考能力のない水利組合長小島の寝言を、無視して続けた拙者の多くの適切な発言と、同小島の「マイクとれ」との市職員に対する命令的な間抜け発言は削除されていた。

第5回検討会の会議録は、録音機数台と共に拙者が参加したので、下劣な委員長酒井隆明も薄汚い手口の削除は殆どできなかった。拙者の「意見書」は検討会宛に出したものであるから、検討会で検討するべきだと参加者全員への配布を依頼した。篠山市長選挙が終わって、絶対的権力者になったと錯覚した酒井隆明は、冒頭から「意見書」と会議録改竄事件について追及され、ユデタコのように真っ赤になって耐え忍び黙秘していた記録は残っている。拙者の「意見書」第3項の「江戸時代のバカ殿様役の市長酒井と、悪代官役の水利組合長小島とのドタバタ劇」は、今回も熱烈に再演され悪代官小島や悪党連中が舞台から逃げ出した。バカ殿酒井隆明だけがポツリと残され、エゲツナイ毒舌の攻撃にユデタコよりも赤くなり、八方美人の厚化粧がボロボロにハゲ落ちて「暫時休憩」を宣言した。毒舌は「議事進行」とか「仲間の尻を追っかけて連れ戻しなよ」とか続き、ユデタコは居たたまれず、市長選挙の事前運動で開始した田舎芝居のヒノキ舞台から降り、仲間の悪代官小島らの尻を追っかける醜態をさらした。多くの市民は「お笑い検討劇」が楽しみなのに、主役の委員長酒井隆明や仲間の悪代官らがトズラしたので、遠路お越しの中山教授ら委員達と共にボケーと半時間以上も無駄にさせられた。会議録には、退席委員名の特定ができていないことと、委員長酒井の説得でデモドリのアホ面委員らの様子が記録されていない。それ以後の「お笑い検討劇」は、中山教授が理路整然と議事内容を整理されているのに、バカ殿酒井隆明は「先生おっしやいますが・・・」と切り返し、15Pではデモドリ委員らを気にして「頭から結論を地元はだめだと言うようにおっしやることはないと思います」と、幻聴を聞いたような間抜けな発言をしている。それに対し中山教授は「僕が言ったわけではなくて、今地元の方から地元としては反対であると言う意見が示されましたので、・・・」と中学生にも理解できる教

育をされていた。そこで委員長酒井は、自分の空転していたドタマを地上に戻し、次回期日を設定しようとした。毒舌家は「それは内輪でやったらインヤテヤ。先生に迷惑かけんでもよろしい。わからん人やな、みんなそないオモトルワ住民」と切り込み、委員長酒井が無視すると「分からん人やな税金使いとうてシヤナインやの」とアキレハテ「あと百回検討やっても答えはデマヘンワ。それをハヨウ分かりなハレ」と説教していた。議事進行役として失格の委員長酒井は、仲間のデモドリ委員らへの愛想で「傍聴の方ね、悪いんですけども許可しない自由発言やめてください。篠山市はお互いの立場を認め合って尊重し合ってやろうとしています。次回そういうことをされたら退出していただきます」と立派な講釈を並べたので、毒舌家は「口だけじゃなく実質的にやりなさい。会議録都合の悪いところ全部削ったん。キツチリ付け加えておきなさい」と再度説教して第5回検封会は終わった。

第6回検討会はゴタクを並べ続けてきた悪代官らは欠席で、バカ殿委員長酒井隆明はドタバタ劇が演じられず、真面目な顔で議事を進行し拙者の監査請求の質問には、第3回の自分の発言なのに「それは本件の会議の進行と関係ありませんのでお答えする必要はないと考えます」と逃げた。遠い昔の川遊びで、ジャコは追われた方へ逃げる習性を知っている拙者は、会議録改ざん事件を追及してみると、委員長酒井は「会議録をいたずらに意として作成したという意図は全くありません」と中学生程度の返答をした。続けて拙者が「正確に戻していただけるのですか。それともあのままで世間にバラマク予定ですか」と問えば、委員長酒井は「必要であれば担当課でして、させていただきたいと思います」とスッキリしない答弁をしていた。その後「まとめを朗読」した委員長酒井は、前回禁止予告した傍聴者にも「自由発言」を許したので、拙者は朗読文を根拠に順を追っての質問で「…事業者に対して同意を得る努力をすることを求めると、こうなっていますけれど、この検討会をお開きになった篠山市長の、この検封会の委員長もなさっている酒井隆明さん、あなたは地元の人々の同意を求める努力はなさるのですか。なさらないのですか…」と尋ねたが、欠席した悪代官らの圧力なのか明快な返答は得られなかった。重ねて委員長酒井隆明を質問で追い詰めると、見かねた副委員長の篠山市自治会長会会長石橋康夫が返答した。拙者は「すみませんが、私は酒井市長に尋ねたのです。あなたにはありませんので、黙っと言って下さい」と突っ込みひねると、市長酒井隆明は「先にお答えしたとおりです」と薄汚い手口で逃げ去った。

今年の2月8日市役所1階のロビーで新聞を読んでいると、大きな怒鳴り声が出たので振り返ると、市長酒井隆明が部下の職員数名と向き合っていた。何時ものカンシヤク発生かと放置して新聞を読み続け、完読し庁舎を出て帰宅しようと自転車に跨った時、呼ぶ者があり振り返ると市長酒井が部下を引き連れて近づき、半年前に片付いた筈の産廃処理施設の写真を見せた。大騒



ぎが大好きな市長は舞い上がっているのです、職員に事情を聴くと二日前の出来事だということで、土壌の毒物検査で片付くやとだけ述べて帰宅した。市長酒井隆明の大騒ぎがマスコミにも伝染し、翌9日の新聞各社は3日前の事柄をデカデカと報じ、第2回現場説明検討会と同じ騒ぎ方であった。原発の汚染水流出のように騒いだ新聞各社は、読者が2月27日の毒物検査の結果報告が知りたいのに記事にせず、市長酒井とマスコミのチンドン屋のような大騒ぎは、無責任な空振りに終わった。この事実と検討会を最初から詳しく分析すると、市長酒井隆明が公費とマスコミを使って、市長選挙の事前運動をしたことになる。選挙運動に公金を流用することは違法であるから、先生方の日当総計176000円は酒井隆明個人が負担するべきで、篠山市への返還を求める。第4回検討会の会議録を改ざんした結果、奈良女子大の中山徹教授の「先ずこの間、重点的に議論されているのが、雨水が・・・」の発言が、藪から棒の不適切発言に仕立て直されたことになる。これは理知的な中山教授を侮辱したことになるし、篠山市民を会議録なんか読まないアホの集まりと侮っている。裁判所でジックリ絞ってやるから、弁護士の資格がありマトモに仕事ができるのなら、税金を使って弁護士に依頼せず、自分で出廷してド素人の拙者の相手をしなさい。

- 2 篠山市が電気自動車の充電設備を、本庁舎前と今田の薬師湯に設置したことを、行政の御用新聞マスコミが派手に報じた。担当者に費用の持分や受益者の特定を尋ねたら、バラマキ政策大好き国家が約619万円、マスコミ大好き篠山市が約537万円の上に電気料金を負担するらしい。公有地に公金で設置した設備の受益者の筆頭は関西電力であり、国家と篠山市が公金を投入して応援したい相手が原発でボロ儲けしている企業である。民の利益よりも自分の名声や評判のために公金を流用する市長酒井隆明の手口は悪質で、八方美人の厚化粧を落としながら反省しつつ、市民をダマシ発生させた損害金約537万円は、自分の財布から出して市に返還するべきである。
- 3 篠山市は行政事務委託契約の委託料を、地区によって不公平差別的デコボコに支出しており違法である。以前に同趣旨の行政訴訟を悪徳前市長瀬戸亀男が地獄に落ちる前に提起した。市長に酒井隆明が就任したから改善されるかと期待したが、性懲りもなく差別行政を毎年度繰返しており、改善の意思表示が全く見られないから天誅を加える。同委託料の均等割額が65000円となっており、各地区の世帯数の相違により不平等を生じており、憲法14条「法の下に平等」に違反する差別行政である。篠山市入組地区は2世帯で住吉台地区は1005世帯であるから、篠山市は500倍の差がある違法な公金支出を繰り返してきた。篠山市から入組はドンチャン騒ぎができるほどの大金を受け取り、一方住吉台は約64円だから小学生に渡してもバカにされる。前回訴訟では世帯割（会員割）とドンブリ勘定しているから、差別でないとの寝言を並べていたが、弁護士の資格を持つ市長酒井隆明は如何に対応

するかは見ものである。監査委員らに差別に関し、多少なりとも関心や知識があるなら、真面目に対応するのが常識というものだ。以上。

### 3 請求の要件審査

本件措置請求は、自治法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成28年3月18日付けでこれを受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査委員の交代

本件監査の途中において、恒田正美監査委員が平成28年4月30日に任期満了となり、後任として河南克典監査委員が平成28年5月2日に選任され、監査を実施した。

### 2 監査対象とした事項

措置請求書に記載されている事項及び請求人陳述の内容等を勘案し、本請求の趣旨を次のように解して監査対象とし、項目(1)、(2)及び(3)が「違法又は不当な公金の支出」に該当するか否かについて、監査を実施した。

#### (1) 産業廃棄物中間処理施設検討会委員謝金の支出について

産業廃棄物中間処理施設検討会の委員謝金の支出、17万6千円について、違法又は不当な公金の支出に該当するか否か。

#### (2) 電気自動車充電設備費用の支出について

急速充電設備設置費用の篠山市が支出した537万円について、違法又は不当な公金の支出に該当するか否か。

#### (3) 行政事務委託契約均等割額の支出について

行政事務委託料の支出（均等割額）について、違法又は不当な公金の支出に該当するか否か。

### 3 監査対象部局

#### (1) 産業廃棄物中間処理施設検討会委員謝金の支出について

〈監査対象部局〉市民生活部市民衛生課

#### (2) 電気自動車充電設備費用の支出について

〈監査対象部局〉農都創造部農都環境課

#### (3) 行政事務委託契約均等割額の支出について

〈監査対象部局〉市民生活部市民協働課

### 4 関係職員陳述

監査対象部局から関係書類の提出を求め、平成28年3月30日に市民生活部長、

市民衛生課、市民協働課及び農都創造部長、農都環境課の関係職員から陳述の聴取をした。

#### 5 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成28年3月30日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

しかし、平成28年3月31日付で篠山郵便局から通知文書の返却があったことから、再度、平成28年4月11日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

なお、新たな証拠の提出はなかったが、追加資料として「陳述書」が提出され、聴取した。

### 第3 監査の結果

監査の結果、請求人の主張にはいずれも理由がないものと認められた。

したがって、本件措置請求についてはこれを棄却する。

以下、事実関係の確認、監査委員の判断について述べることとする。

#### 1 産業廃棄物中間処理施設検討会委員謝金の支出について

##### (1) 事実関係の確認

本件については、関係職員調査等により次のとおり事実関係を確認した。

ア 産業廃棄物中間処理施設検討会の設置目的は、篠山市野中地内に産業廃棄物中間処理施設の建設が進められる中、近隣自治会の小多田地区においては、穀倉地帯にふさわしくない等、ほとんどの方が反対をされていることから、市として専門家、地域の自治会長と幅広い観点から検討を行うこととなっている。

イ 産業廃棄物中間処理施設検討会の委員謝金及び費用弁償の額並びにその支給方法については、専門家として大学教授にあっては1回20,000円、大学非常勤講師（専門員）は1回8,000円、弁護士は1回4,000円とし、その他の委員には無としている。

ウ 産業廃棄物中間処理施設検討会の開催は平成26年12月27日に第1回検討会が開催され、全6回、17名の委員により開催されている。委員謝金の支給については、3名の委員に176,000円が支払われており、委員謝金以外に費用弁償として2名の委員に45,295円が支払われている。その他、委員のお茶代として6,375円が支払われている。

エ 産業廃棄物中間処理施設検討会の開催状況については、第1回検討会（平成26年12月27日：市民センター）、第2回検討会（平成27年1月12日：現地）、第3回検討会（平成27年2月2日：丹南健康福祉センター）、第4回検討会（平成27年2月20日：市民センター）、第5回検討会（平成27年4月18日：市民センター）、第6回検

討会（平成27年5月2日：市民センター）である。

オ 産業廃棄物中間処理施設検討会の議事録においては、毎回、録音を基に担当職員が作成したものである。

カ 篠山市長選挙期日は、告示日は平成27年2月8日、投票日は平成27年2月15日である。

## (2) 監査委員の判断

本件措置請求について、次のとおり監査委員の判断を述べる。

請求人は、産業廃棄物中間処理施設検討会を設置し、マスコミを使って市長選挙の事前運動をしたことになるため、委員への謝金の支払いは、違法又は不当な公金の支出にあたりと主張しているため、この点について判断する。

産業廃棄物中間処理施設検討会の設置目的は、篠山市野中地内に産業廃棄物中間処理施設の建設が進められる中、近隣自治会の小多田地区においては、穀倉地帯にふさわしくない等、ほとんどの方が反対をされている中で、市として専門家、地域の自治会長と幅広い観点から検討を行うこととなっており、又産業廃棄物中間処理施設検討会は、原則公開とし、議事録においては、毎回、録音を行い、それに基づき担当職員が作成したものであり、産業廃棄物中間処理施設検討会の席上において、選挙運動に関する発言、行動はなかった。

また、委員謝金の支出は、委員（専門家）が本市に提供した役務の対価として支払ったものであり、その金額についても、社会通念上、妥当なものである。

以上のことから、本件産業廃棄物中間処理施設検討会委員謝金の支出については、違法又は不当な公金の支出にはあたらず、請求人の主張は理由がないものと判断する。

## 2 電気自動車充電設備費用の支出について

### (1) 事実関係の確認

本件については、関係職員調査等により次のとおり事実関係を確認した。

ア 電気自動車急速充電設備を設置した目的は、平成26年12月11日に策定した篠山市新エネルギー・省エネルギービジョンにおける重点的施策の一つである省エネルギーの推進のためのクリーンエネルギー自動車の普及拡大や雇用創出、定住促進を図るためである。

イ 電気料金の負担について、平成27年度内は無料使用ができる普及啓発期間として篠山市が負担するが、平成28年度からは有料化とし、使用者が応分の負担を行うこととしている。

ウ 電気自動車急速充電設備の費用は、全体で11,601,502円となっており、そ

の財源内訳として次世代自動車充電インフラ設備促進事業補助金（一般社団法人次世代自動車振興センター）が6,188,000千円、一般財源（篠山市負担）が5,413,502円となっている。

エ 電気自動車急速充電設備の供用開始は平成28年2月4日となっている。

## (2) 監査委員の判断

本件措置請求について、次のとおり監査委員の判断を述べる。

請求人は、電気自動車充電設備費用の篠山市が支出した537万円について違法又は不当な公金の支出にあたりと主張しているため、この点について判断する。

電気自動車急速充電設備の設置については、篠山市新エネルギー・省エネルギービジョンに基づき、「資源を大切に使うエネルギーのまち」の実現のため、重点的に取り組む施策である電気自動車の普及拡大、定住促進等を図ることを目的とし、電気自動車急速充電設備設置工事を実施するために必要となる設置工事費、実施設計等の予算を平成27年5月18日に第100回篠山市議会定例会で提案し、同年6月19日に原案が可決され、事業を実施している。

また、電気料金の負担については、普及啓発期間として平成28年2月4日から平成28年3月31日までは篠山市が負担しているが、平成28年4月1日からは有料化とし、使用者が負担を行っている。

以上のことから、電気自動車充電設備費用の支出については、違法又は不当な公金の支出にはあたらず、請求人の主張は理由がないものと判断する。

## 3 行政事務委託契約均等割額の支出について

### (1) 事実関係の確認

本件については、関係職員調査等により次のとおり事実関係を確認した。

ア 平成27年度行政事務委託業務契約書第3条に定める行政事務委託料の均等割額は65,000円である。

イ 住吉台自治会から提出された平成27年度行政事務委託業務委託料振込依頼書に記載されている会員数は1,005会員である。

ウ 入組自治会から提出された平成27年度行政事務委託業務委託料振込依頼書に記載されている会員数は2会員である。

エ 行政事務委託料は、均等割と会員割で構成される。均等割の対価は、市の制度や連絡事項、イベント等の周知、各種委員や調査員等の推薦、災害等の通報に関すること、会員割の対価は、広報等の配布や各種募金の集金等に関することとなる。

## (2) 監査委員の判断

本件措置請求について、次のとおり監査委員の判断を述べる。

請求人は、行政事務委託業務契約に基づく行政事務委託料（均等割額）65,000円を、住吉台自治会1,005会員と入組2会員の両自治会に同額を支出することは差別行政であり、違法又は不当な公金の支出にあたることを主張しているため、この点について判断する。

行政事務委託業務契約に基づく行政事務委託料の区分として均等割と会員割があり、均等割の対価は、市の制度や連絡事項、イベント等の周知、各種委員や調査員等の推薦、災害等の通報に関すること等、会員数の影響を受けずに執行できる業務に、会員割の対価は、広報等の配布や各種募金の集金等の会員数に応じた労力が必要とされる業務に支払われている。

したがって、行政事務委託料を構成する均等割、会員割は、委託業務の性質に応じ積算されたものである。

以上のことから、行政事務委託料の支出（均等割額）については、違法又は不当な公金の支出にはあたらず、請求人の主張は理由がないものと判断する。

## 第4 意見

監査委員の判断及び監査結果は以上のとおりであるが、本件に関して次の通り意見を付するものとする。

平成27年度の自治会数は全体で261自治会となっており、その内、会員数が10世帯以下の自治会は11自治会となっている。今後は、会員の高齢化や会員数の減少が想定されることから、地域自治や防災対策等を踏まえると自治会の運営上適切な数値とは言い難い。これらのことから、周辺の自治会との統合等を含めた適正規模について検討を行う必要がある。